

○上峰町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則

平成29年3月31日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、上峰町農業委員会（以下「農業委員会」という。）が上峰町農業委員会の農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の委嘱の手續等について、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦及び募集等)

第2条 法第17条第2項の各推進委員が担当する区域及び当該区域ごとの定数は別表のとおりとする。

2 推進委員の推薦及び募集の方法は、次の各号のいずれかの方法とし、前項に定める区域（以下「該当区域」という。）を単位として行う。

- (1) 該当区域からの推薦
- (2) 該当区域において農業者が組織する団体等からの推薦
- (3) 一般募集

(推薦又は応募の資格)

第3条 推進委員の候補者として、推薦を受ける者又は募集に応募する者（以下「推進委員候補者」という。）は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者で、推進委員の予定日において、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条第1項に規定する農業委員会が定めた区域に住所を有するものとする。ただし、業務の遂行に支障がなく、特別の事情があればこの限りでない。
- (2) 町の職員（臨時に雇用される者を除く。）でない者
- (3) 法第8条第4項各号のいずれにも該当しない者
- (4) 上峰町暴力団排除条例（平成24年上峰町条例第22号）第2条第4号に規定

する暴力団等でない者

(推薦手続等)

第4条 推進委員候補者の推薦は、次の各号のいずれかの方法により、行うものとする。

- (1) 該当区域からの推薦は、当該推薦する者が文書をもって行うものとする。
- (2) 該当区域の農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦は、当該団体又は組織の代表者の文書をもって行うものとする。

2 上峰町（以下「町」という。）は、推進委員候補者の推薦の情報について、次の各号のいずれかの方法により、町民への周知に努めるものとする。

- (1) 町広報紙への掲載
- (2) 町庁舎掲示板への掲示
- (3) 町ホームページ、チラシ等への掲載
- (4) その他町長が必要と認める方法

3 第1項の方法により推薦する者は、上峰町農業委員会農地利用最適化推進委員推薦届出書（様式第1号）に次の各号に掲げる事項を記載し、持参又は郵送により農業委員会に提出するものとする。

- (1) 推薦をする区域名
- (2) 推薦をする者（個人に限る。）の氏名、住所、職業、電話番号、年齢及び性別
- (3) 推薦をするもの（法人又は団体に限る。）の名称、代表者又は管理人の氏名、電話番号、目的、構成員の数、構成員たる資格及びその他（当該推薦をする者の性格を明らかにする事項）
- (4) 推薦を受けるものの氏名、住所、本籍、職業、年齢、性別及び農業経営の状況
- (5) 推薦を受ける者が、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者又は農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第1項イからヌまでに規定する者（以下

「認定農業者等」という。)に該当するか否かの別

(6) 推薦の理由

(応募手続)

第5条 町は、推進委員候補者の募集の情報について、次の各号のいずれかの方法により、町民への周知に努めるものとする。

- (1) 町広報紙への掲載
- (2) 町庁舎掲示板への掲示
- (3) 町ホームページ、チラシ等への掲載
- (4) その他町長が必要と認める方法

2 応募する者は、上峰町農業委員会農地利用最適化推進委員応募届出書（様式第2号）に、次の各号に掲げる事項を記載し、持参又は郵送により農業委員会に提出するものとする。

- (1) 応募する区域名
- (2) 応募する者の氏名、住所、職業、電話番号、年齢及び性別及び農業経営の状況
- (3) 応募の理由

(推薦及び募集の期間並びに推薦及び募集に応じた者の公表)

第6条 推薦及び応募の期間は、28日間とする。

2 町ホームページ及び町庁舎掲示板に推薦及び募集の期間の中間及び期間終了後に遅滞なく、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 第4条第3項各号に掲げる事項（同項第1号及び第3号に規定する住所、本籍及び電話番号を除く。）及び推薦を受けた者の経歴
- (2) 推薦を受けた者の数
- (3) 前条第2項各号に掲げる事項（同項第1号に規定する住所、本籍及び電話番号を除く。）及び応募した者の経歴
- (4) 応募した者の数

(候補者の選定)

第7条 農業委員会は、推進委員候補者について、農業委員会の委員の任期が到来するまでに総会において推進委員候補者を選考し、推進委員を決定する。

(推進委員の委嘱)

第8条 農業委員会は、上峰町長による農業委員会の委員の任命が行われた総会において、当該推進委員に決定した者に対し、委嘱状を交付するものとする。

(推進委員の補充)

第9条 推進委員について、罷免、失職及び辞任により欠員が生じた場合は、この規則にのっとり総会の議決をもって推進委員を決定し、委嘱状を交付するものとする。なお、補欠の推進委員の任期は、農業委員会の委員の任期満了の日までとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 農業委員会は、この規則の施行の日前においても、この規則の実施のために必要な準備行為をすることができる。

附 則 (平成31年4月26日規則第16号)

この規則は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則 (令和2年2月25日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

区域名 (担当する区域)	行政区	定数
堤	鳥越・屋形原・船石・堤・切通	1人
坊所	井手口・郡境・下津毛・三上・上坊所・下坊所	1人
前牟田	上米多・下米多・寺家1・寺家2・井柳・東前牟田・ 西前牟田・坊所新村	1人
江迎	江迎・八枚・江越・中村・碓・九丁分	1人

様式第1号（第4条関係）

上峰町農地利用最適化推進委員候補者推薦届出書

年 月 日

上峰町農業委員会 会長 様

私は、下記の者を上峰町農地利用最適化推進委員の委員候補者として関係書類を添えて推薦の届出をします。

1. 推薦する者の代表者 住 所 _____

団体名 _____

氏 名 ふりがな _____ 印 _____

電話番号 _____

2. 推薦を受ける者

ふりがな				性 別	男 ・ 女
推薦を受ける者の氏名					
住 所					
本 籍					
電 話 番 号	(自宅) _____				
生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)				
職 業		農業経営の状況	有 (別紙のとおり) ・ 無		
認定農業者の状況	認定済 ・ 未認定				
推薦区域	堤 坊所 前牟田 江迎				
添 付 書 類	1. 承諾書 (別紙1) 2. 宣誓書 (別紙2) 3. 経歴書 (別紙3) 4. 農業経営の概況 (別紙4)				

(記入上の注意)

1. 「生年月日」欄の年齢は、推薦をする日における満年齢を記入してください。
2. 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載してください。
3. (推薦をする者が団体等である場合)の「目的」は、法人の定款等に定められた「目的」を記入してください。
4. その他(推薦をする者の性格を明らかにする事項)は、当該団体等の活動内容等を記載してください。

3. 推薦する者

(1) 推薦をする者が個人である場合(農業者等3人以上であること)

住 所		氏 名	⑩
職 業		性 別	男・女
生年月日	年 月 日 (満 歳)		
電話番号	(自宅) — —		

住 所		氏 名	⑩
職 業		性 別	男・女
生年月日	年 月 日 (満 歳)		
電話番号	(自宅) — —		

住 所		氏 名	⑩
職 業		性 別	男・女
生年月日	年 月 日 (満 歳)		
電話番号	(自宅) — —		

推 薦 の 理 由	
-----------	--

(2) 推薦をする者が団体等である場合

団体等の名称			
団体等の所在地			
団体等の目的			
代表者又は管理人の氏名	⑩		
構 成 員 の 資 格		構成員の数	
そ の 他	(推薦をする者の性格を明らかにする事項)		

推 薦 の 理 由	
-----------	--

様式第2号（第5条関係）

上峰町農地利用最適化推進委員候補者応募届出書

年 月 日

上峰町農業委員会 様

私は、上峰町農地利用最適化推進委員の職務に尽力することを誓い、関係書類を添えて農地利用最適化推進委員の委員候補者に応募します。

募集に応募する者 住 所 _____

ふりがな
氏 名 _____ ㊞

本 籍			
電 話 番 号	(自宅) — —	性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日 (満 歳)		
職 業		農業経営の状況	有 (別紙のとおり) ・ 無
認定農業者の状況	認定済 ・ 未認定		
推薦区域	堤 坊所 前牟田 江迎		
応 募 の 理 由			
添 付 書 類	1. 宣誓書 (別紙2) 2. 経歴書 (別紙3) 3. 農業経営の概況 (別紙4)		

(記入上の注意)

1. 「生年月日」欄の年齢は、応募をする日における満年齢を記入してください。
2. 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載してください。